

公的年金の19年財政検証の結果について

はじめに

2019年8月27日に厚生労働省から公的年金の財政検証が公表されるや、「将来、年金が2割減る」等の報道が一部にあり、老後2000万円問題に続き、老後生活資金の不安材料とされた。

実際は何か？ 削減になるのか、誤解されやすい項目に着目しながら2019年財政検証の結果について見てみる。

1. 2019年財政検証

財政検証では少なくとも5年ごとに年金財政の健全性を検証するため、①財政の見直し(約100年間) ②マクロ経済スライド(注1)の開始・終了年度の見直し等を作成する。

次の財政検証までに所得代替率(注2)が50%を下回る可能性がある場合は、何らかの措置が必要となる。

誤解されやすい項目中心に読み解く

(一) 六つのケース
財政検証では100年後まで収支見直しを作成するため、多くの前提を使用する。例えば19年財政検証において合計特殊出生率や平均寿命等は、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の将来推計人口(17年4月)」を使用している。他にも経済的要素として全要素生産性(TFP)(注3)上昇率や物価上昇率、賃金上昇率や運用利回り等を仮定している。これらを基に、「経済と労働参加が進むケース」としてケースI~III、「経済成長と労働参加が一定程度進むケース」としてケースIV~VIの

仮定がそれぞれ、3.0%、2.9%、2.8%、2.1%、2.0%、0.8%である。今後はさらなる工夫が必要と思われる。特に運用利回り(実質、対物価)についてはケースI~VIの

終了年度2046年度、ケースIIでは51.6%(同46年度)、ケースIIIは50.8%(同47年度)である。しかしケースIVとVでは40年代に所得代替率が50%になつてしまう(ケースIVでは44年度、ケースVでは43年度)。この時点で、マクロ経済スライドの中止等の措置を必要がで

ないであろう。やはり、給付水準は金額表示の方が分かりやすいのではないかと。また、財政検証が公表されたときに「年金が2割減る」との一部報道がなされたが、これも所得代替率が2割減るのを年金額が2割減ると誤解し

た。ここで所得代替率61.7%、82%。所得代替率が理解されにくいことや誤解を招く恐れがあると同時に、一般的な関心は年金実額であること踏まえ、給付水準は実額ベースにした方がよいのではないかと。ちなみに45年前後のケースI~VIの年金額はおおむね26.3万円、25.3万円、24.0万円、21.5万円、20.7万円、19.6万円である(19年度は22万円)。

また、検証例もモデル世帯だけでなく単身女性や基礎年金のみ世帯の受取額が示されれば、誰でも現役時代の50~60%の年金収入が期待できる等の勘違いもなくなるであろう。また、どんな年金改革が必要であるかの参考にもなるのではないかと(例えば基礎年金の増強等)。

(二) 所得代替率
次に検証結果を見てみると、ケースI~IIIについてはマクロ経済スライド終了時に所得代替率は50%以上をキープしている。ケースIでは51.9%、(マクロ経済スライド

この所得代替率は公的年金の給付水準を示す指標の一つであるが、受け取り年金額を現役時代の収入額と比べると、あまり意味がない気がする。仮に景気が良くなり破綻しかなないような誤解を与える恐れがある。

(iii) 積立金と賦課方式
19年財政検証において「経済成長と労働参加が進まない」ケースVIでは、52年度に積立金が枯渇するという結果になった。ここでもまた、「積立金がなくなったら年金制度が破綻する」等の誤解が生じることがある。しかし日本の年金制度は「積立方式」ではなく「賦課方式」である。賦課方式は、現役時代の納める保険料を使って年金給付を行うものである。

あくまでこれをベースにして、基礎年金については1/2を国庫が負担し、さらに積立金を少しづつ取り崩して給付に充てる仕組みである(約100年後の財政均衡期間終了時に年金給付1年分の程度の積立金を残す)。この積立金は公的年金の開始初期にまだ年金受給者(高齢者)に対する現役世代が十分に多かつた頃の剰余金が積み立てられたものである(17年度末で198兆円)。よって現役世代の納める保険料を将来の年金給付のために積み立てる積立方式とは根本的に違つて、よってケースVIで52年度に積立金がなくなれば「完全賦課方式」に移行するのであって、年金制度が破綻するわけではない。ただし完全賦課方式における所得代替率は37%前後になるためマクロ経済スライドの中止の他、例えば国庫負担の増加等の措置が必要になる。

(iv) オプション試算
19年財政検証では、オプションとして現行の年金制度を変更した場合の所得代替率に与える影響を試算している。

オプションAは、厚生年金の対象者を拡大した場合である。つまり現在企業規模501人以上で週20~30時間就業し、月収8.8万円以上の短時間被保険者の要件を、

1. 企業規模の廃止

2. 企業規模および月収を廃止

3. 企業規模および就業時間を廃止し、月収を5.8万円以上に繰り下げ

の3パターンにした場合について検証を行っている。1、2、3それぞれのパターンで125万人、325万人、105万人が被用者保険の適用拡大となり、厚生年金の被保険者が増えるほど所得代替率は高くなつていく。

次にオプションBでは、

1. 基礎年金保険料の納付期間(上限)を20~60歳(40年間)から20~65歳(45年間)に延長

2. 在職高齢年金の緩和しない廃止

3. 厚生年金の加入年齢の上限を70歳から75歳に拡大

4. 年金受給開始可能年齢の上限を70歳から75歳に拡大

5. 1~4の組み合わせ

等の制度変更を仮定して試算を行っている。

結果は、2の在職高齢年金の見直しを除き所得代替率はプラスになっている(在職高齢年金を緩和・廃止すると、年金給付が増えるため)。

これらのオプション試算の結果を受けて、20年3月3日に閣議決定された年金改革法案には、年金開始年齢の拡大(75歳まで)や在職高齢年金の

緩和、短時間被保険者の適用拡大等が盛り込まれた。

II. おわりに

少子高齢化の進展や低経済成長等によって、今後も公的年金は先細りの傾向にあることが、今回の財政検証でも明らかに

なった。このことは、一人一人の自助努力がますます重要になることを意味するものである。

個人年金保険をはじめ老後資金向けの商品を提供している保険会社においては、今後一層長生きのリスクについて取り組んでいく必要がある。

注1) 年金額の計算に物価や賃金の上昇率だけでなく人口の高齢化も加味し、年金額を抑える仕組み

注2) 公的年金の給付水準を示す指標。現役男子の平均手取り収入額に対する受け取り年金額の比

注3) Total Factor Productivityの略。経済成長(GDP成長)を生み出す要因の一つ。資本や労働等の投入量を除く成長要因(全体の産出の変化率-労働と資本の投入量の変化率)

注4) モデル世帯は、40年間働いた会社員の夫と専業主婦の妻の世帯

吉富明彦

関戸恵子

手取り収入額に対する手取り年金額の比である。式では、「所得代替率II(夫婦2人の基礎年金+夫の厚生年金)(注4)÷現役男子の平均手取り収入額」となる。19年度は、「(13.0万円+9.0万円)÷35.7万円=61.7%」であった。

この所得代替率は公的年金の給付水準を示す指標の一つであるが、受け取り年金額を現役時代の収入額と比べると、あまり意味がない気がする。仮に景気が良くなり破綻しかなないような誤解を与える恐れがある。

また、検証例もモデル世帯だけでなく単身女性や基礎年金のみ世帯の受取額が示されれば、誰でも現役時代の50~60%の年金収入が期待できる等の勘違いもなくなるであろう。また、どんな年金改革が必要であるかの参考にもなるのではないかと(例えば基礎年金の増強等)。

(iii) 積立金と賦課方式
19年財政検証において「経済成長と労働参加が進まない」ケースVIでは、52年度に積立金が枯渇するという結果になった。ここでもまた、「積立金がなくなったら年金制度が破綻する」等の誤解が生じることがある。しかし日本の年金制度は「積立方式」ではなく「賦課方式」である。賦課方式は、現役時代の納める保険料を使って年金給付を行うものである。

あくまでこれをベースにして、基礎年金については1/2を国庫が負担し、さらに積立金を少しづつ取り崩して給付に充てる仕組みである(約100年後の財政均衡期間終了時に年金給付1年分の程度の積立金を残す)。この積立金は公的年金の開始初期にまだ年金受給者(高齢者)に対する現役世代が十分に多かつた頃の剰余金が積み立てられたものである(17年度末で198兆円)。よって現役世代の納める保険料を将来の年金給付のために積み立てる積立方式とは根本的に違つて、よってケースVIで52年度に積立金がなくなれば「完全賦課方式」に移行するのであって、年金制度が破綻するわけではない。ただし完全賦課方式における所得代替率は37%前後になるためマクロ経済スライドの中止の他、例えば国庫負担の増加等の措置が必要になる。

(iv) オプション試算
19年財政検証では、オプションとして現行の年金制度を変更した場合の所得代替率に与える影響を試算している。

オプションAは、厚生年金の対象者を拡大した場合である。つまり現在企業規模501人以上で週20~30時間就業し、月収8.8万円以上の短時間被保険者の要件を、



Professional Eye
加フェツショナルアイ

「経済成長と労働参加が進むケース」としてケースI~III、「経済成長と労働参加が一定程度進むケース」としてケースIV~VIの

仮定がそれぞれ、3.0%、2.9%、2.8%、2.1%、2.0%、0.8%である。今後はさらなる工夫が必要と思われる。特に運用利回り(実質、対物価)についてはケースI~VIの

終了年度2046年度、ケースIIでは51.6%(同46年度)、ケースIIIは50.8%(同47年度)である。しかしケースIVとVでは40年代に所得代替率が50%になつてしまう(ケースIVでは44年度、ケースVでは43年度)。この時点で、マクロ経済スライドの中止等の措置を必要がで

ないであろう。やはり、給付水準は金額表示の方が分かりやすいのではないかと。また、財政検証が公表されたときに「年金が2割減る」との一部報道がなされたが、これも所得代替率が2割減るのを年金額が2割減ると誤解し

た。ここで所得代替率61.7%、82%。所得代替率が理解されにくいことや誤解を招く恐れがあると同時に、一般的な関心は年金実額であること踏まえ、給付水準は実額ベースにした方がよいのではないかと。ちなみに45年前後のケースI~VIの年金額はおおむね26.3万円、25.3万円、24.0万円、21.5万円、20.7万円、19.6万円である(19年度は22万円)。

また、検証例もモデル世帯だけでなく単身女性や基礎年金のみ世帯の受取額が示されれば、誰でも現役時代の50~60%の年金収入が期待できる等の勘違いもなくなるであろう。また、どんな年金改革が必要であるかの参考にもなるのではないかと(例えば基礎年金の増強等)。

(ii) 所得代替率
次に検証結果を見てみると、ケースI~IIIについてはマクロ経済スライド終了時に所得代替率は50%以上をキープしている。ケースIでは51.9%、(マクロ経済スライド

この所得代替率は公的年金の給付水準を示す指標の一つであるが、受け取り年金額を現役時代の収入額と比べると、あまり意味がない気がする。仮に景気が良くなり破綻しかなないような誤解を与える恐れがある。

(iii) 積立金と賦課方式
19年財政検証において「経済成長と労働参加が進まない」ケースVIでは、52年度に積立金が枯渇するという結果になった。ここでもまた、「積立金がなくなったら年金制度が破綻する」等の誤解が生じることがある。しかし日本の年金制度は「積立方式」ではなく「賦課方式」である。賦課方式は、現役時代の納める保険料を使って年金給付を行うものである。

先端的D&O保険 会社役員賠償責任保険の有効活用術 山越 誠司 著 ISBN978-4-89293-411-7 (2019年5月刊) ●A5判・264頁 ●定価(本体3,200円+税) 送料450円+税 高度化したD&O保険が企業に普及する中、保険の実効性と射程など様々な検討課題を先取りして分析し、有効活用のための考え方を徹底解説。 お申込みはFAXまたはWebで FAX 03-3865-1431 http://www.homai.co.jp 保険毎日新聞社 東京都千代田区岩本町1-4-7 TEL 03-3865-1401